

# 令和元年度5月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年5月27日 午前9時30分～10時30分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳            2番 二上 英一            3番 内野 喜昭  
              4番 池田 稔                5番 木下 信夫            6番 斉藤 博之  
              7番 川口 浩                8番 西海 静夫            9番 山田 茂美  
              10番 野村 與志次        11番 石井 進            13番 本橋 与志喜  
              14番 新井 祥穂            15番 小林 澄子            16番 福原 浩昭

欠席委員 12番 田中 唯喜        17番 町田 健

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

議席番号12番 田中 唯喜委員、議席番号17番 町田 健委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号4番 池田 稔委員、5番 木下 信夫委員を指名いたします。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字月野原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて3,055平方メートルです。受人、渡人、耕作面積は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるもので

す。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は岩岡町です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は200平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は贈与による所有権移転です。農地区分については水道・下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を祖母から孫に贈与し自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字下富字月見原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて160.2平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅の敷地拡張です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、自己用住宅敷地を拡張するものです。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

### 3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島5丁目の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,143平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年6月1日から令和6年5月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は糎谷です。現況地目は畑で、面積は2,072平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年6月1日から令和11年5月31日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字八雲ヶ原と大字神米金字業平窪の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,276平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年6月1日から令和11年5月31日までの10年間です。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ

ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

議長： 意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

#### 4 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項4 納税猶予に関する適格者証明について」は、2件の証明をしました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。